

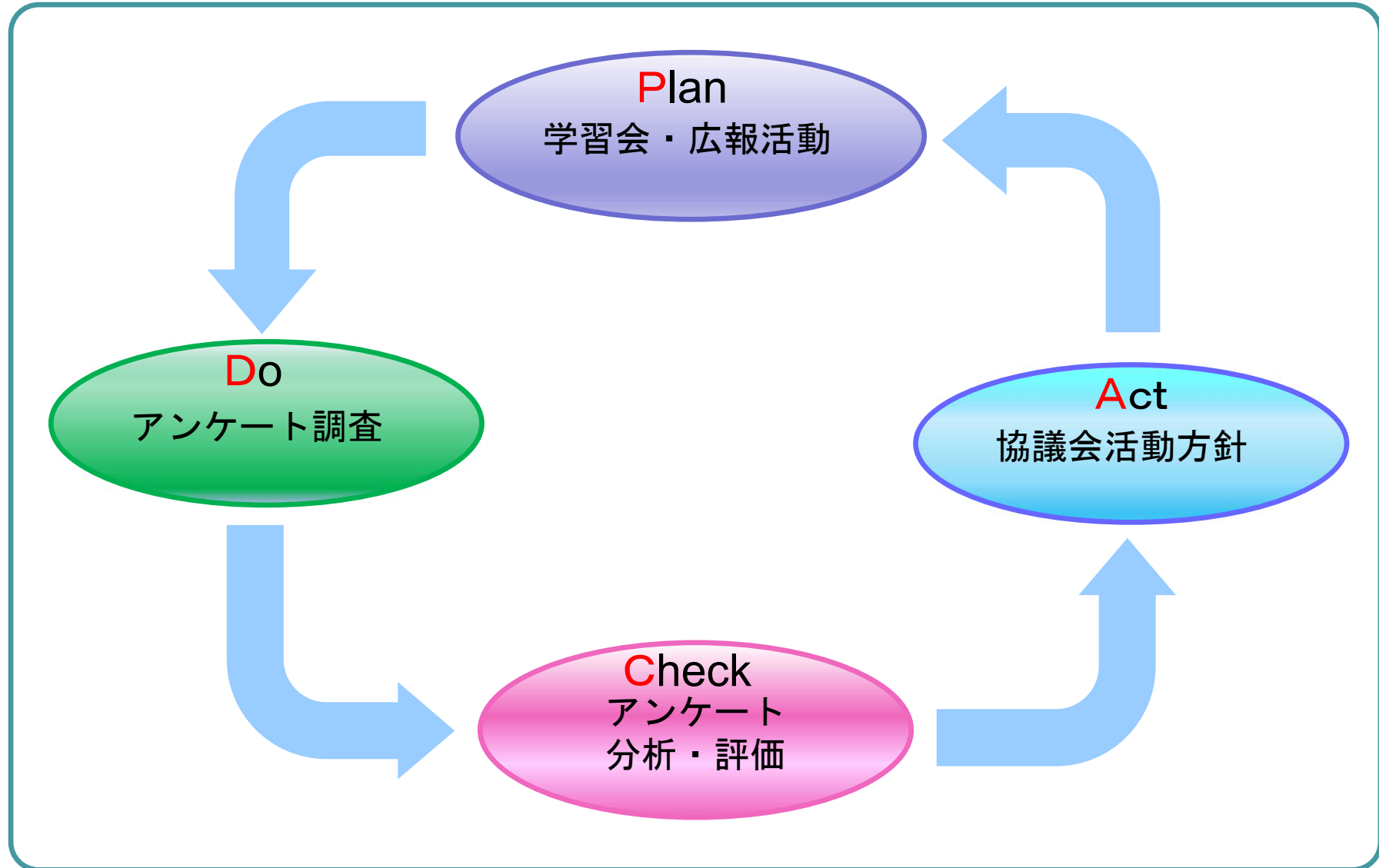
啓発活動の効果検証について

令和4年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和5年2月13日（月）

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 広報・啓発活動取組サイクル



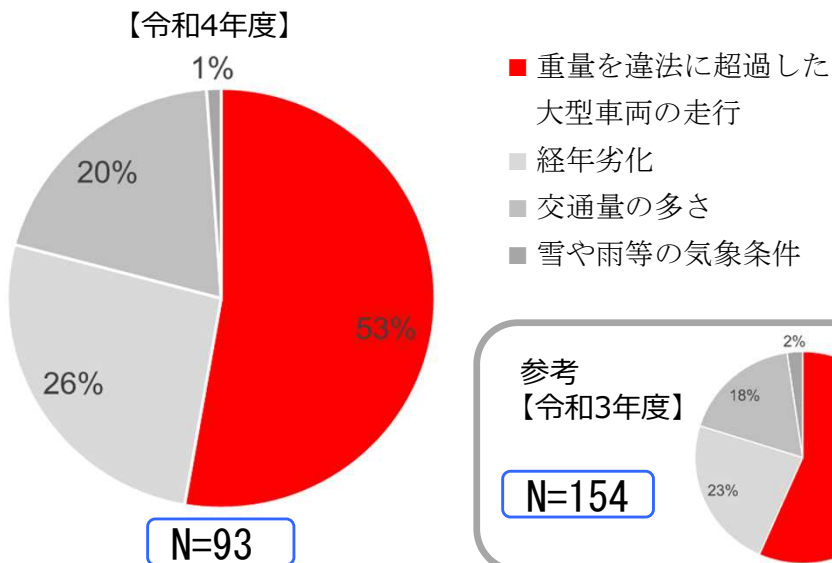
1. 荷主(建設業団体等)アンケート調査に対する効果検証

荷主向けアンケート調査については、荷主に特化した広報映像資料及び映像と連動したアンケートを実施したうえ、令和3年度の実施結果と比較し、広報効果の検証を行った。(回答者数R3年度154人から R4年度93人に減少)

【結果】

- ✓ 道路を傷める一番の要因について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が昨年度と同様6割弱であり、認知度を上げるための広報が必要である。(質問1)
- ✓ 重量超過車両の橋梁への影響について、「重大な問題だと思う」の回答が97%で、調査対象者の多くが重大視していることがわかった。(質問2)
- ✓ 荷主勧告制度の認識について、昨年度と同様5割と低い状況のため、荷主が関与して車両制限令違反をすると荷主も罰せられることを周知する必要がある。(質問5)
- ✓ 大型車両の通行適正化の実現への意見では、「取締の強化」や「制度等の周知の徹底」の意見が多く、更なる通行許可・確認制度の周知が必要である。(質問10)

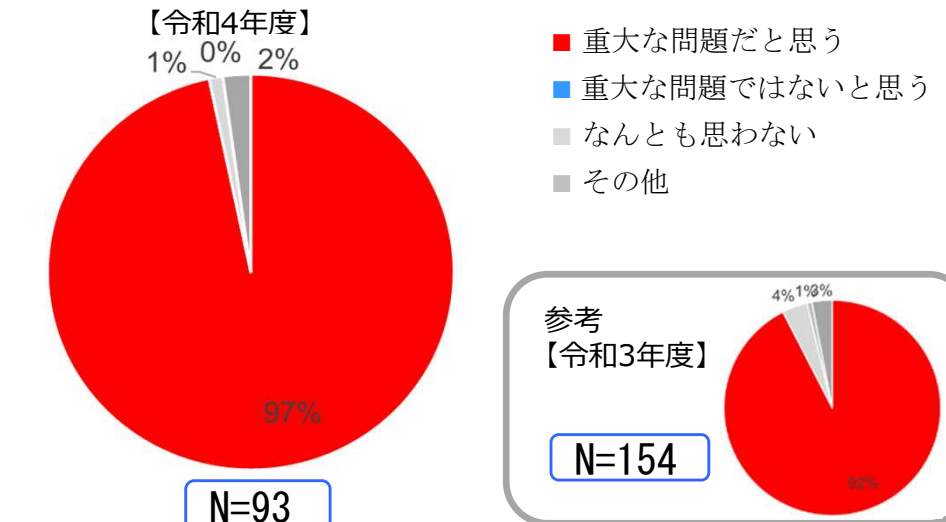
【質問1】道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・「重量を違法に超過した大型車両の走行」の回答が昨年度と同様に、6割弱で推移し、かつ4%減少しているため、引き続き周知する必要がある。

【質問2】道路橋の劣化の9割以上は、車両総重量20トンを超える車両のうち、重量を違法に超過したわずか0.3%の違反車両が引き起こしています。この研究結果について、感想をお聞かせください。



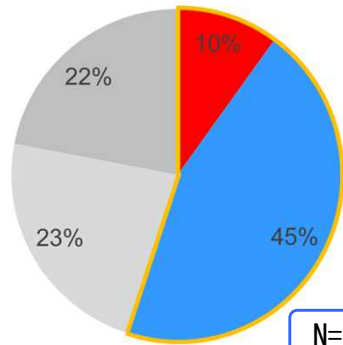
■ 重量超過車両の橋梁への影響

・「重大な問題だと思う」の回答が97%で、調査対象者の多くが重大視していることがわかった。

1. 荷主(建設業団体等)アンケート調査に対する効果検証

【質問5】平成26年度から荷主勧告制度が強化され、運送事業者の違反に荷主の主体的な関与が判明した場合、警告を経ずに荷主勧告が発動され、荷主名及び事案の概要が公表されることをご存知ですか？

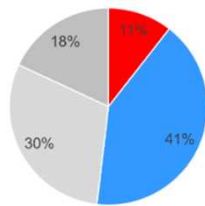
【令和4年度】



N=93

- 内容を詳しく知っている
- ある程度内容を知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない

参考
【令和3年度】

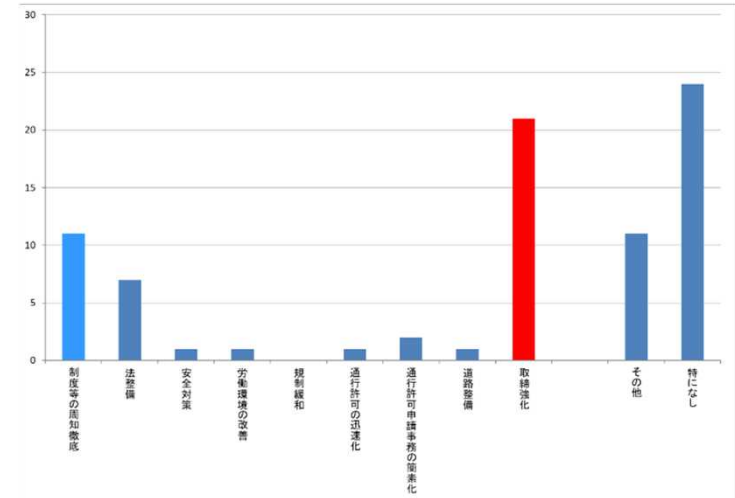


N=154

■ 荷主勧告制度の認知度

・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせて5割強であり、昨年度と同様の結果となった。更に認知度を上げるためにわかりやすい広報が必要である。

【質問10】どのような取組みが「大型車両の通行適正化」の実現に繋がると思われますか？（自由回答）



■ 大型車両の通行適正化の実現への意見

・昨年度に引き続き、「取締強化」の要望は多く、「制度等の周知徹底」についても多くの意見が寄せられている。

2. クレーン事業者アンケート調査に対する効果権証

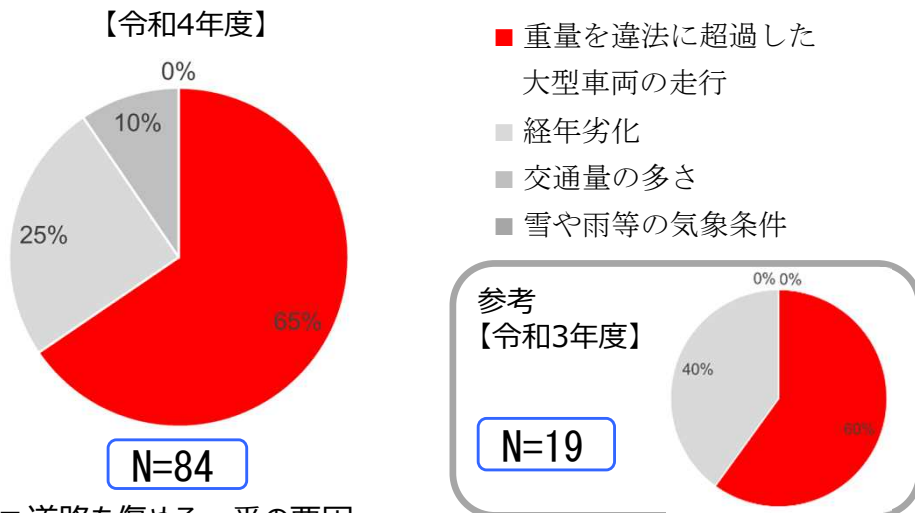
今年度クレーン事業者を対象として実施したアンケート調査結果は、以下のとおり。

なお、クレーン建設業協会大阪支部においては、5年周期のオペレーター講習会時にアンケート調査して頂き、昨年度より大幅に回答者数が増加した。（回答者数R3年度19人から R4年度84人に増加）

【結果】

- ✓ 道路を傷める一番の要因について、「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が昨年度と同様6割程度であり、認知度を上げる広報が必要である。（質問1）
- ✓ 重量超過車両が道路(橋)に与える影響について、「非常に大きな影響を与える」との回答が約7割強となり、昨年度と比較すると9%増加したことから、広報活動の結果、認知度が向上したことが推察される。（質問2）
- ✓ 重量超過車両が道路(橋)に与える影響の研究結果について、「重大な問題である」との回答が前年度の約8割から令和4年度は約9割となり、クレーン事業者の多くが重大視していることが推察できる。（質問3）
- ✓ 通行許可取得前の急な現場作業指示があるとの回答については、前年度の7割から約5割と減少しているが、引き続き、発注元建設会社等へも特車通行許可制度に関する法令遵守の徹底について、周知・広報する必要がある。（質問6）

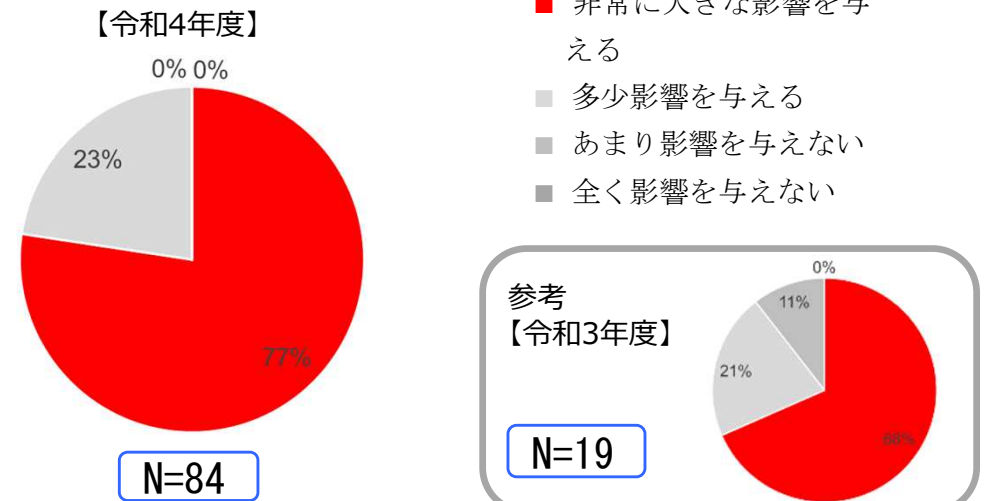
【質問1】道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める一番の要因

・道路を傷める一番の要因として、「重量を違法に超過した大型車両の走行」との回答が前年度の6割から5%増加したが、「経年劣化」との回答も約3割弱あることから、引き続き広報を実施する必要がある。

【質問2】重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられると思われますか？



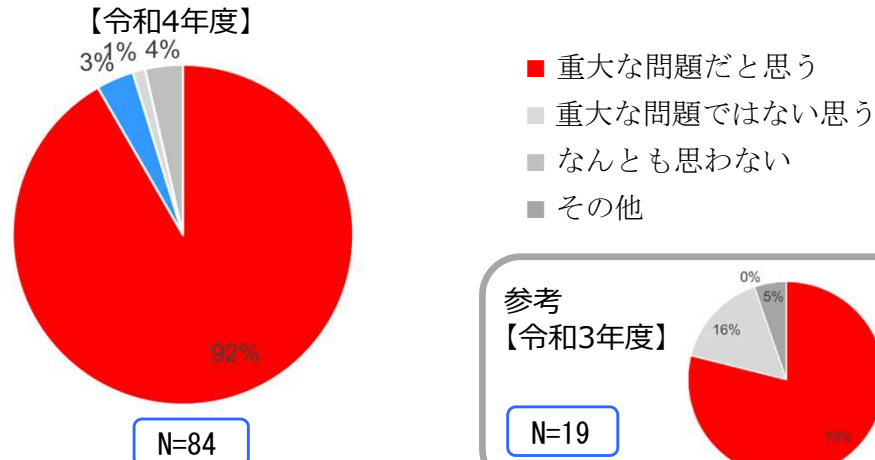
■ 重量超過が道路(橋)に与える影響

・重量超過車両が道路(橋)に与える影響が「非常に大きな影響を与える」との回答が約7割強となり、昨年度と令和4年度を比較すると9%増加したことから、広報活動の結果、認知度が向上したことが推察される。

2. クレーン事業者アンケート調査に対する効果権証

【質問3】道路橋の劣化の9割以上は、車両総重量20トンを超える車両のうち、重量を違法に超過したわずか0.3%の違反車両が引き起こしています。

この研究結果について、感想をお聞かせください。

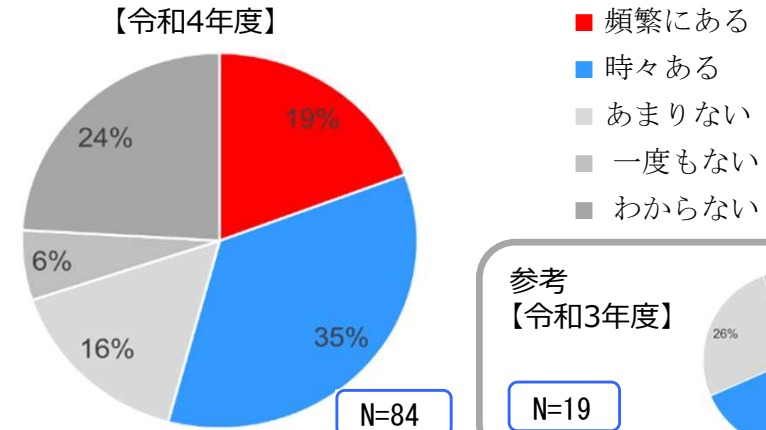


■ 重量超過車両の橋梁への影響

・重量超過が道路(橋)に与える影響について、重量超過車両が道路(橋)に与える影響が「重大な問題である」との回答が前年度の約8割から令和4年度は約9割となり、クレーン事業者の多くが重大視していることが推察できる。

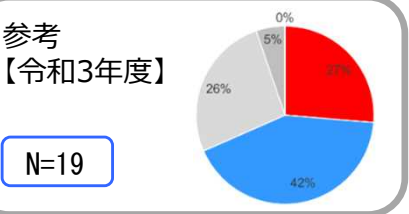
【質問6】発注者から通行許可取得前に急な現場作業等の指示がありますか？

【令和4年度】



参考

【令和3年度】



■ 通行許可取得前の急な現場作業指示

・通行許可取得前の急な現場作業指示があるとの回答については、前年度の7割から令和4年度では、約5割と15%減少していることから、荷主勧告制度の周知等による効果として一定評価ができる。しかし、「わからない」との回答も約24%あることから、引き続き、発注元建設会社等へも特車通行許可制度に関する法令遵守の徹底について、引き続き周知・広報する必要がある。

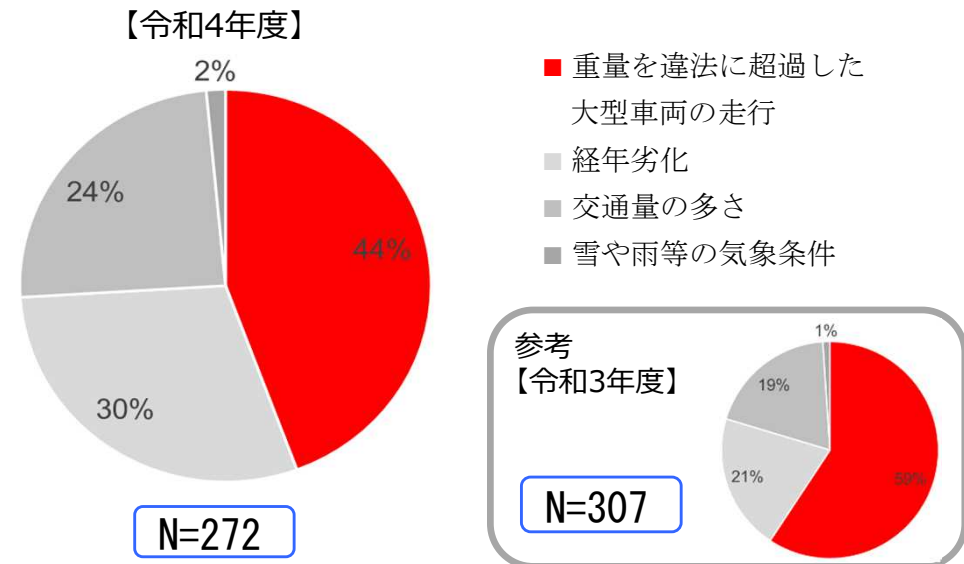
3. 運送事業者(トラック協会)アンケート調査に対する効果検証

運送事業者アンケート調査については、今年度のアンケート結果と令和3年度の実施結果を比較し、広報効果の検証を行った。
(回答者数R3年度307人から R4年度272人に減少)

【結果】

- ✓ 道路を傷める最大の要因について、「重量を違法に超過した大型車の走行」と昨年度は6割であったが、令和4年度は4割強と減少していることから、更に認知度向上の周知が必要である。(質問1)
- ✓ 重量超過車両が道路(橋)に与える影響について、「非常に大きな影響を与える」が昨年度は8割を超え、令和4年度との比較でも5%減少しており重量超過車両の道路(橋)へ与える悪影響に関して、運送事業者の認識が更に高くなるよう、広報する必要がある。(質問2)
- ✓ 特車通行許可制度について、「内容を詳しく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると昨年度は約8割となっているが、令和4年度との比較でも6%減少しているため、特車通行許可制度の認知度向上の更なる周知が必要である。(質問3)
- ✓ 大型車両の通行適正化の実現に対して、「荷主対策」、「取締の強化」の意見が多く、荷主向けに法令遵守の取組み、取締りに関する広報を実施する必要がある。(質問10)

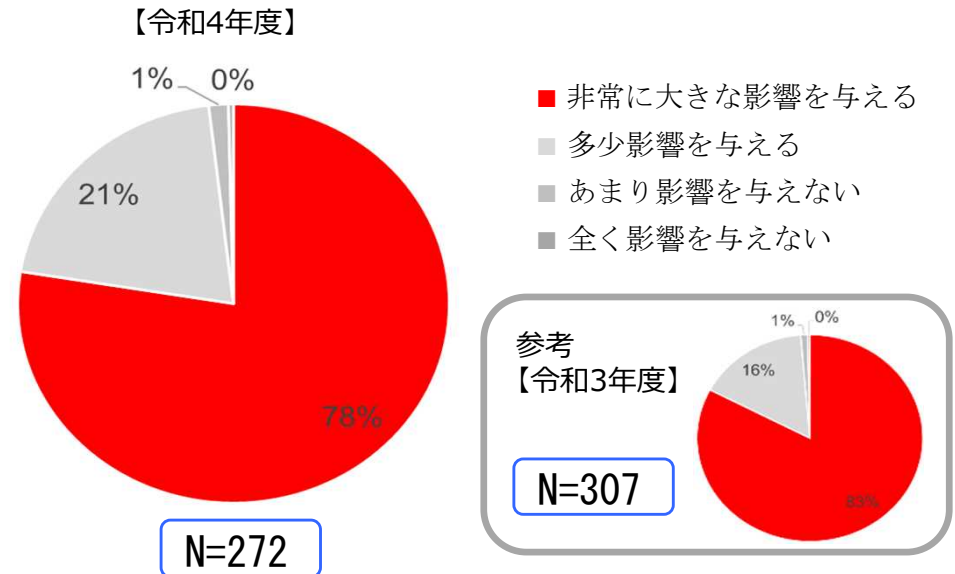
【質問1】道路(橋)を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？



■ 道路を傷める最も大きな要因

・「重量を違法に超過した大型車両の走行」と回答した割合が、昨年度は6割であったが、令和4年度は4割強と15%減少していることから、更に認知度の向上に努める必要がある。他方、「経年劣化」、「交通量の多さ」の回答が、昨年度と比較して、14%増加しており、理解が進んでいないことが推察される。

【質問2】重量を違法に超過した大型車両の走行は道路(橋)に対して、どの程度影響を与えられますか？



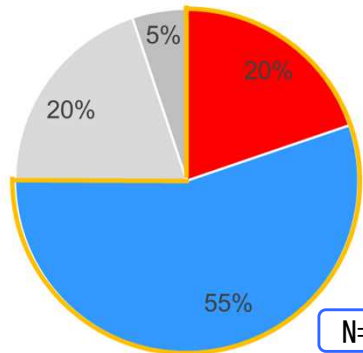
■ 重量超過車両が道路(橋)に与える影響

・「非常に大きな影響を与える」が昨年度は8割を超え、令和4年度との比較でも5ポイント減少しており重量超過車両の道路(橋)へ与える悪影響に関して運送事業者の認識が更に高くなるよう、広報する必要がある。

3. 運送事業者(トラック協会)アンケート調査に対する効果検証

【質問3】特殊車両通行許可制度又は特殊車両通行確認制度(令和4年4月1日運用開始)に基づき、定められた大きさや重さを超える車両(=特殊車両)を走行させる場合、事前に輸送経路の道路管理者から通行の許可又は回答を得なければならないことをご存知ですか？

【令和4年度】

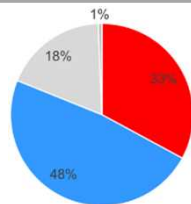


N=272

- 内容を詳しく知っている
- ある程度内容を知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 全く知らない

参考
【令和3年度】

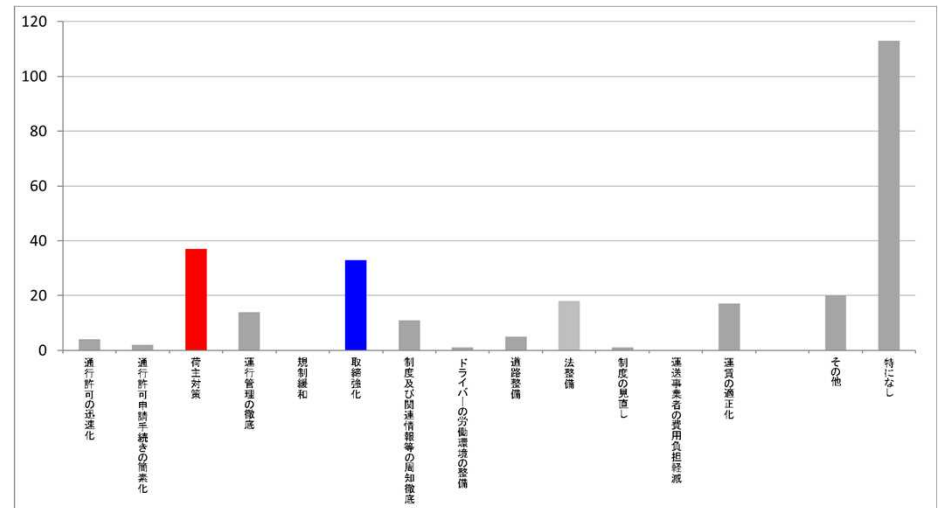
N=307



■ 特車制度の認知度

- ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると昨年度は約8割となっているが、令和4年度との比較でも6%減少している。
- ・アンケート対象者が「運送事業者」であることから、特車通行許可制度の認知度の更なる向上に努める必要がある。

【質問10】どのような取組みが「大型車両の通行適正化」の実現に繋がると思われますか？



■ 大型車通行適正化に有効な取組み

- ・大型車通行適正化に有効な取組みとして「荷主対策」、「取締の強化」、「法整備」の順で意見が多く昨年度と大きな差はなかった。

4.WEB(ラジオCM聴取後)アンケート調査に対する効果検証

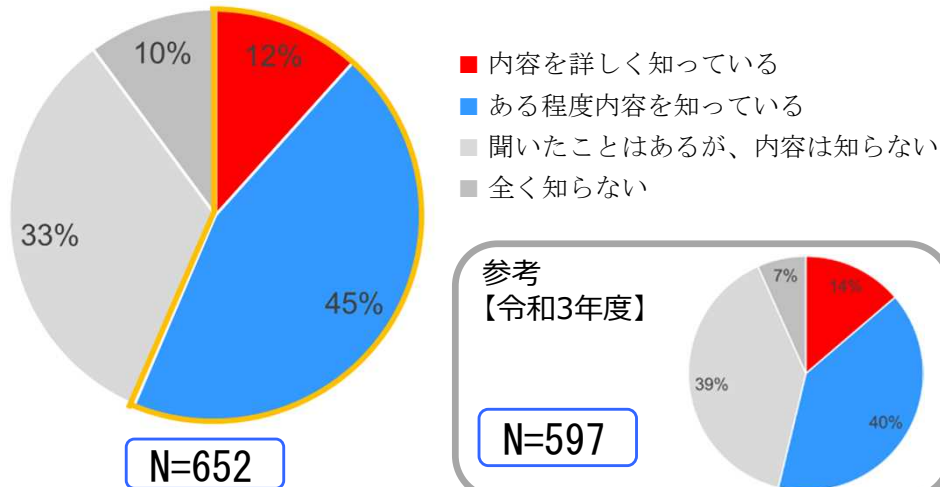
今年度実施したWebアンケート結果と、令和3年度に実施した結果を比較し、広報効果の検証を実施した。
(回答者数R3年度597人から R4年度652人に増加)

【結果】

- ✓ 特車通行許可制度について、「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて5割程度で、昨年度結果より8%減少しているため、引き続き周知する必要がある。(質問3-3)
- ✓ 道路構造物の老朽化について、「内容を詳しく知っている」、「ある程度内容を知っている」と回答した割合は7割弱であり、昨年度より2%減少しているため、引き続き、特車制度及び道路構造物の老朽化について、社会一般に到達する手法で広報する必要がある。(質問4)
- ✓ 違法車両の取締りについて、「取締りは不十分」との回答が5割強であり、昨年度より3%増加している。
また、「聞いたことがあるが内容は知らない」「知らない」との回答が4割弱であり、昨年度とほぼ同様の結果であることから、取締りに関する実態について一般へ広報する必要がある。(質問7)
- ✓ 厳しい取締りを求める意見、事故の発生を懸念する意見が多く寄せられており、取締りに関する情報発信、違反重量車両による重大事故の情報発信、法令遵守の必要性についての情報発信を実施していく必要がある。(質問8)

【質問3-1】「特殊車両とは、法令で定められた大きさや重さの一つでも超える車両」のことですが、ご存知ですか？

【令和4年度】

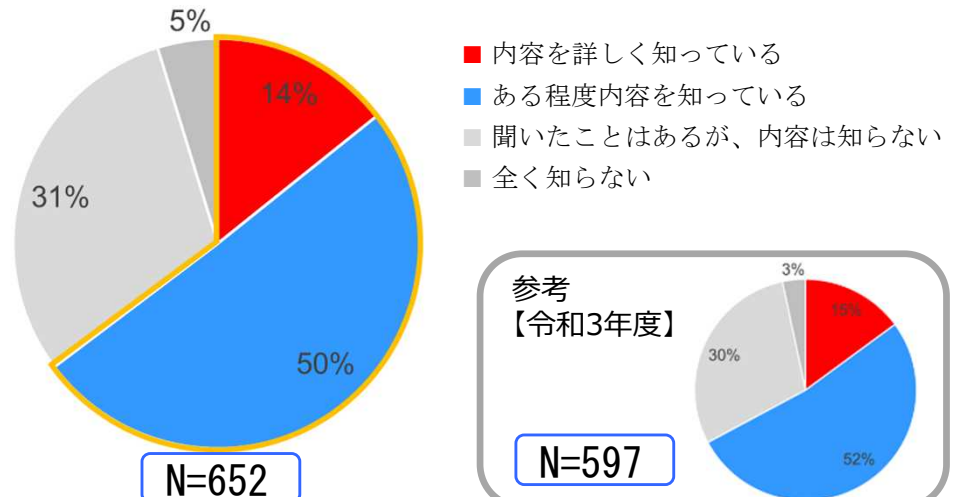


■ 特殊車両通行許可制度の認知度

- ・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて57%であった。
- ・昨年度より3%増加しているが、ほぼ同じのため引き続き周知していく必要がある。

【質問3-2】道路を通行できる車両の大きさ（幅・長さ・高さ）・重さは法令で定められていることをご存知ですか？

【令和4年度】

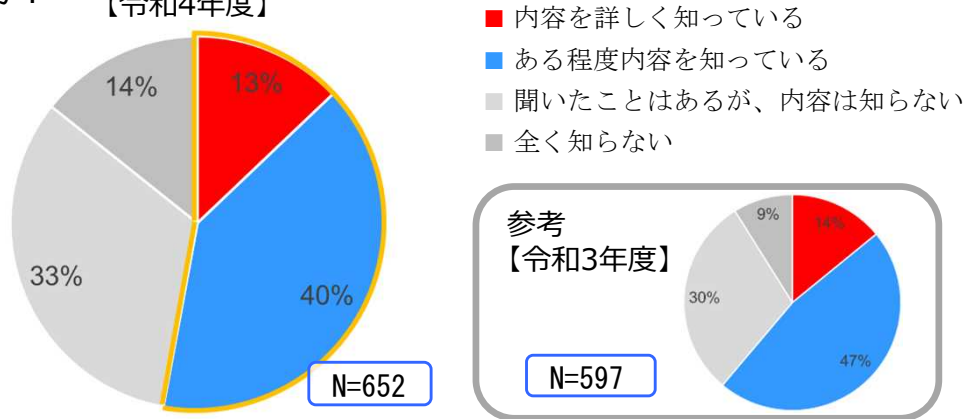


■ 特殊車両通行許可制度の認知度

- ・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて64%となった。
- ・昨年度より3%減少しているが、ほぼ同じのため引き続き周知していく必要がある。

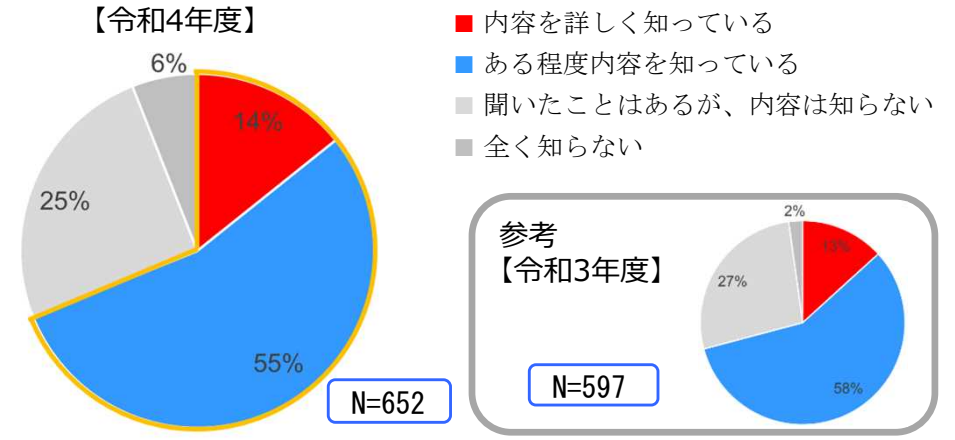
4.WEB(ラジオCM聴取後)アンケート調査に対する効果検証

【質問3-3】道路を通行できる車両の大きさ（幅・長さ・高さ）・重さを超えたときは、道路管理者から許可又は回答を受ける必要があることをご存知ですか？
【令和4年度】



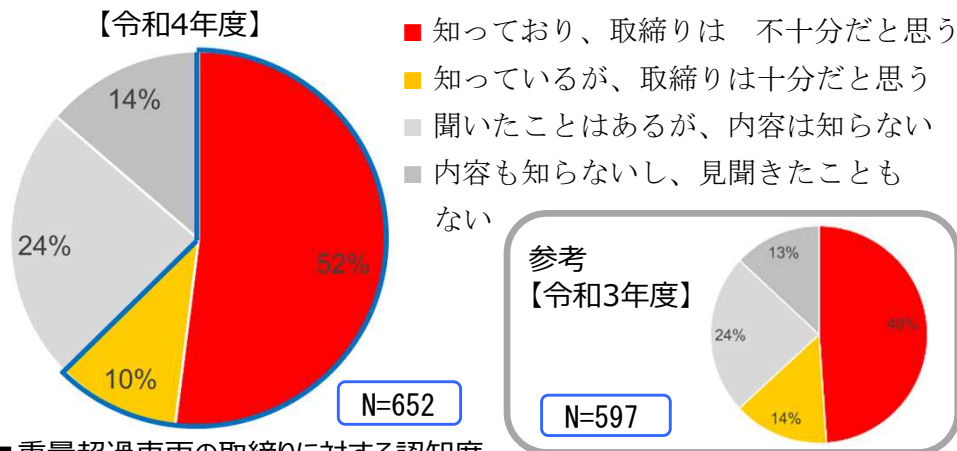
■ 特殊車両通行許可制度の認知度
・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて53%となった。
・昨年度より8%減少しているため、引き続き周知して行く必要がある。

【質問4】全国の道路にある橋梁、トンネル等の老朽化が進んでいることをご存知ですか？
【令和4年度】



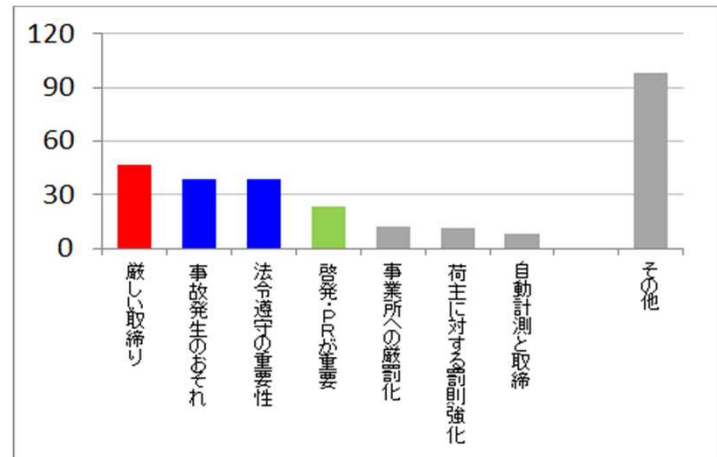
■ 道路構造物の老朽化に関する認知度
・「内容を詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」の回答を合わせて69%となった。
・昨年度より2%減少しているが、ほぼ同じのため引き続き周知する必要がある。

【質問7】道路管理者が道路法に基づいて、違法に重量を超過した車両に対し、定期的に取り締りを行っていますか、そのことをご存知ですか？
【令和4年度】



■ 重量超過車両の取締りに対する認知度
・「取締りが不十分だと思う」との回答が昨年度より3%増加し、「取締りは十分だと思う」との回答は逆に4%減少している。「内容を知らない」との回答は昨年度と同様。
・取締りにおける状況等について周知をする必要がある。

【質問8】重量オーバーについてご意見があればお答え下さい（自由意見）



■ 自由意見
・昨年度と同様に「厳しい取締り」を期待する意見が一番多みられ、次いで「事故発生のおそれ」、「法令遵守の重要性」に関する意見が同数となった。
・昨年度との違いは、「法令順守の重要性」と「啓発・PRが重要」との意見が多く見られた。

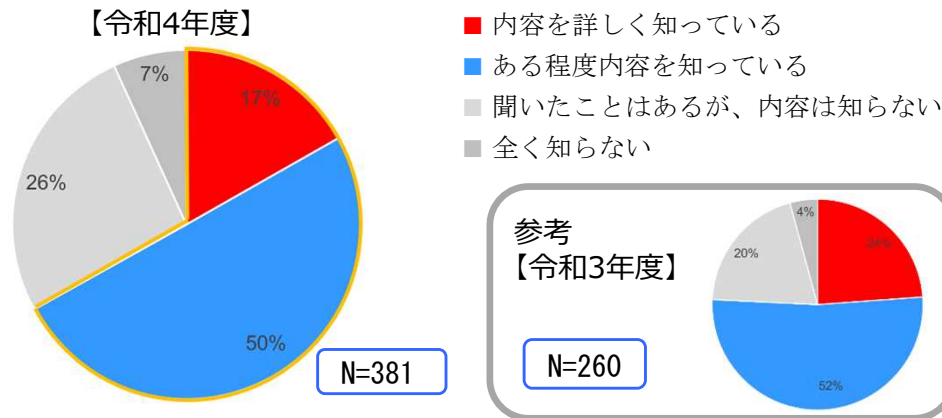
5.社会一般(イベント来場者等)アンケート調査に対する効果検証

社会一般を対象として、インフラメンテナンス国民会議及び建設技術展等において、アンケート調査を実施した結果は以下のとおり。
(回答者数R3年度260人から R4年度381人に増加)

【結果】

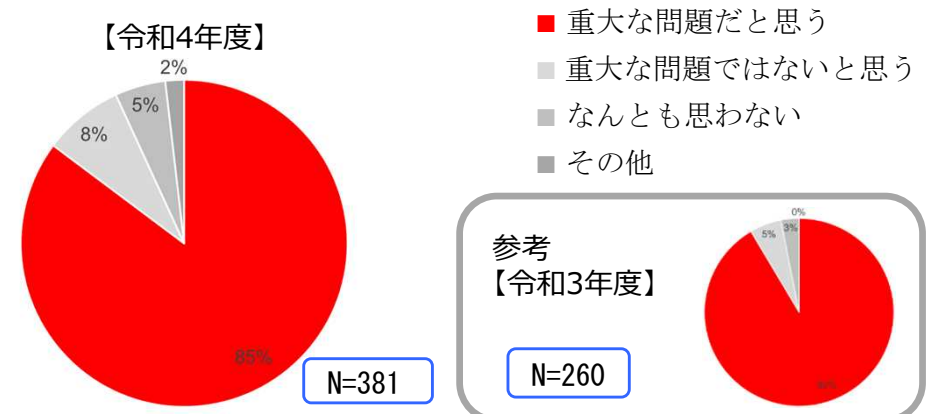
- ✓ 特殊車両通行許可制度の認知度について、「詳しく知っている」「ある程度内容を知っている」を合わせた回答が昨年度と同様に7割弱であった。一方で、「聞いたことはあるが内容は、知らない」「全く知らない」との回答は3割程度あることから、引き続き認知度向上の取組みが必要である。(質問3)
- ✓ 重量超過車両の道路橋梁への影響について、「重大な問題だと思う」との回答が昨年度に引き続き9割程度占めているため、回答者のほとんどが違法な重量超過車両が道路橋の劣化に与える影響が重大な問題であるという認識を持っている。(質問4)
- ✓ 重量超過車両の取締りに対する認知度については、「取締りは不十分」との回答は昨年度より11%減少し37%であったが、一方では、「聞いたことはあるが、内容は知らない」との回答が3割以上あるので、指導取締りの強化や周知を引き続き行う必要がある。(質問5)

【質問3】道路を通行できる車両の大きさ(幅・長さ・高さ)・重さを超えたときは、許可や回答を受ける必要があることをご存じですか？



- 特殊車両通行許可制度の認知度
- ・「内容を詳しく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせた割合は、7割弱で前年度より9%減少しており、理解が進んでいない状況にある。
- ・特殊車両通行許可制度の根幹部分であり、引き続き周知する必要がある。

【質問4】道路橋の劣化の9割以上は、車両総重量20トンを超える車両のうち、重量を違法に超過したわずか0.3%の違反車両が引き起こしています。この研究結果について、感想をお聞かせください。

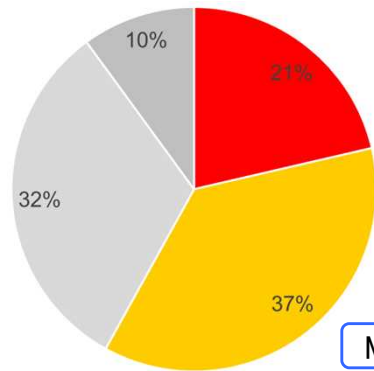


- 重量超過車両の橋梁への影響
- ・「重大な問題だと思う」との回答が前年度に引き続き9割程度占めているため、回答者のほとんどが違法な重量超過車両が道路橋の劣化に与える影響が重大な問題であるという認識を持っている。

5.社会一般(イベント来場者等)アンケート調査に対する効果検証

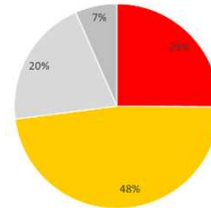
【質問5】道路管理者が道路法に基づいて、に重量を超過した車両に対し、定期的に取り締りを行っていますが、そのことをご存知ですか？

【令和4年度】



- 知っており、取締りは十分だと思う
- 知っているが、取締りは不十分だと思う
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 内容も知らないし、見聞きしたこともない

参考
【令和3年度】



■ 重量超過車両の取締りに対する認知度

・「取締りは不十分」との回答は昨年度より11%減少し37%であったが、一方では、「聞いたことはあるが、内容は知らない」との回答が3割以上あるので、指導取締りの強化や周知を引き続き行う必要がある。